

基本計画部会第4ワーキンググループ会合（第8回） 議事概要

1 日 時 : 平成20年5月13日(火) 16:00～18:36

2 場 所 : 中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室

3 出席者

廣松座長、引頭委員、宇賀委員、西郷委員、佐々木委員、椿委員、出口委員、松井委員
内閣府、総務省(統計局、自治行政局)、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県、日本銀行
中島内閣府統計委員会担当室長、高木内閣府統計委員会担当室参事官、
貝沼総務省政策統括官(統計基準担当)、安田総務省政策統括官付調査官、
林総務省政策統括官付調査官

4 議 題

- (1) 行政記録情報の活用について
- (2) オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供について
- (3) 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の拡充について
- (4) 各府省でのデータ共有の推進について
- (5) その他

5 議事概要

(1) 行政記録情報の活用について

ア 総務省統計局から資料1-1に基づき、また、同省自治行政局から資料1-2に基づき、住民基本台帳人口移動報告への「住民基本台帳」の活用について説明が行われた後、その在り方等について審議。主な意見等は次のとおり。

- もし、コホート別・行政単位別でメッシュでの移動統計が把握でき、それにいくつかのカレントデータを加えることで人口推計を地域別に行えるということになると、それに基づいて将来に必要な公的リソースもある程度推計できるようになる。このような推計は市町村の行政にとっても有用なフィードバックになるので、是非とも当該移動統計を出せるようにすべきである。
- 住基ネットは平成14年から導入されているが、神奈川県内では横浜市が平成18年7月まで、個人情報の漏洩等を心配しネットへの参加を見合わせていた。なお、住基ネットを所管する担当課は住民基本台帳の統計への利用は可能だとしても、その運用については慎重であるべきであると考えているため、より具体的にになった時に話を聞かせて欲しいとのことであった。
- 東京都においては、一区一市が未だに住基ネットに接続していない。このような市区では人口移動報告に住基ネットを用いることができず、調査票で報告しているため、報告事項が増えることについては、直接市区に説明し了解を得てほしい。また、併せて区長会や市長会にも話をしていただきたい。

- 住民基本台帳を所管している自治体の理解を得るための具体的な方法としては何が考えられるのか。
 - 統計全般に言えることだが、統計の目的を理解していただくことが重要。住民基本台帳についても、使い道が広く理解されれば問題ないのだが、良く分からないところで使われていると思われる抵抗がある。そこを明確にすれば検討の余地はある。
- 自治体への説明は一義的には統計局からすべきものだが、自治行政局にも協力していただけるものなのか。
 - 直接、両者の間に入っていく関係には無いが、具体的なものに即して一定の解釈を示すことは可能。
- 税務、住民基本台帳、労働保険等の行政記録保有部局は、いずれも用いること自体に問題はないが報告者の反発なく進めることが大事という意見である。行政記録保有部局に対しては、基本計画に具体的な活用事例や活用促進の方策を記述するとともに、統計作成部局に対しては統計委員会への定期的な報告などを求めること等により、活用を後押ししていくことができるのではないか。
- 調査事項の拡大に関する自治体への確認はどのようにしてとるのか。例えば、自治行政局においてディスカッションをする場所を設けることはできるか。
 - 例えば、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会が年数回、全都道府県の参加で開催されており、平成 16 年の住基ネット活用の提言も同協議会で説明し、了解が得られた。そのような場を活用することなどが考えられるのではないか。
- 行政記録情報の提供を求めるときには、統計作成側が行政記録保有部局に対して具体的な要望をすることが必要である。また、個人が特定されない形で結果の公表をすることは統計作成側の責任で行うものであると考える。

(2) オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供について

- ア 各府省から二次利用の運用に向けた取組に関する考え方についてそれぞれ説明が行われ、その後、事務局から資料 2 - 2 に基づき、「統計データの二次利用促進に関する研究会」の検討状況について説明が行われた。
- イ 説明を踏まえ、利用サービスの提供の枠組み及びオーダーメイド集計、匿名データの作成・提供の具体的な仕組みについて審議。主な意見は以下のとおり。
 - 各府省の説明ではニーズがはっきりしないとのことが、これまでの目的外利用の場合は申請の敷居が高くて利用がなかっただけである。東京大学で SSJ データアーカイブを運用した例でも、運用当初は 10 件程度の実績も年々利用実績が倍増したように、使えるようになれば徐々に利用が拡大していく。利用者側は来年の 4 月から自由に使えると思っているので、基幹統計については各府省とも個別・具体的な方針を出してもらいたい。
 - 二次利用のシステム化について検討してほしい。
 - 二次利用については、利用者側からは新統計法の目玉として大きな期待が寄せられているが、提供側としては初めての試みであり、現行の人員、予算等にも限度がある。両者のバランスをとって運用することが必要であり、来年 4 月、何も変わっていないという印象を与え

ると大きな期待が不満に転化してしまう。

- 統計という国の資産を皆で使えるようにするのが今回の基本計画の目玉なので、別枠で府省共通のプラットフォームを開発する等、まとまった形で予算をとれるような提言をした方が現実味があるのではないかと。

また、府省ごとに提供の基準が異なるのでは利用者は納得しないので、透明性のある結論をお願いする。

- 一般的に事業所・企業のデータについて、大企業は産業分類と地域が分かれば簡単に特定化されてしまうため、海外でも匿名データを提供しているところはない。また、個人企業経済調査のような比較的小規模な事業所を対象とした調査であっても、センシティブなデータが多く、実査にも影響することがあるため、海外でも匿名データを作成している例は少ない。

このように秘匿が難しいデータの場合、海外ではオンサイトで利用しており、新統計法に明文化されていないが、オンサイト利用は検討すべきである。

- 第4WGで検討しなければならない事項として、複数データのマッチングの危険性について、複数データの利用申請に対する審査をどのように行うか等が残っている。

(3) 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の拡充について

ア 事務局から資料3-1から3-4までに基づき、各府省における取組の現状について説明が行われた後、広報・啓発活動、統計教育の拡充について審議。主な意見は以下のとおり。

【広報・啓発活動の在り方】

- 統計調査の結果が利用されることが統計の理解につながるため、HPの拡充をお願いする。HP掲載にあたっては、当該統計を使うときの注意点、調査票の様式、調査対象数を掲載すべきである。また、HPについて、外部評価を行うことによって、より良くしていく活動が必要ではないか。
 - 報告者にデータをフィードバックすれば、調査に協力することのメリットがはっきりするので、回収率の向上が期待できるのではないかと。
- また、HPにおけるデータの掲載は、利用度の観点からエクセルベースとともにXML形式での公表が望ましい。

【非協力者への対処方針】

- 非協力者への対応について、報告義務が規定されているのに罰則の適用がないのはおかしい。実際、実査で苦労しているのであれば、罰則を適用してみてもどうか。また、罰則を課す前に非協力企業の名称の公表を検討してみてもどうか。
- 罰則適用にも段階があるはずなので、どういう基準で警告や企業名の公表するのかを、国民に知らしめる啓蒙活動も考えられるのではないかと。
- 企業の社会的責任(CSR)として、統計調査への協力を納税と同様に位置付け、CSRに対する制裁として企業名の公表ということを課すことは可能ではないか。CSRの基準の認証等、順序たてて進めるべき。
- 最近は違反者の公表について、法律に根拠を規定しなければ、自由に公表することは出来ないと思えるのが一般的である。また、罰則に関して、告発しても起訴するかどうかは検察

側の判断であるので、どの程度であれば起訴するかということを、検察側と事前に十分協議しておく必要がある。

- 強権的に報告を徴収した場合、虚偽の報告やドイツのように国民の反発も考えられる。国民が納得するやり方、手順、基準によって進めるべき。
- 現場の立場では、統計調査への非協力程度での罰則適用は反発を受ける恐れがあると思われる。かたり調査や虚偽の申告に罰則を課すのとは、同じようには語れないのではないか。
- 調査を拒否や虚偽の報告は社会的な損失が大きい。納税義務と同様に、国民・企業が統計調査に協力して、情報を国に納めるべきであるという主張があってもいい。逆にサンプリングの調査に協力した場合、減税されるような扱いがあってもいいのではないか。

【統計教育の充実方策】

- 啓発・教育においては、「事実に基づいて意思決定ができるところに統計の価値がある」ことを示すことが重要である。これまで、我が国では一般企業における統計教育は進んでおり、企業内では品質管理におけるベネフィットが明らかにされている。官庁統計に欠けているのは統計を取ったことによる恩恵が明確でないことであり、啓発ということであれば、そこを明らかにしていく必要がある。
- イ 議論の結果、広報については経費も限られていることから HP の活用方策を検討、非協力者への対応については、調査に重大な支障を与える場合の告発などの手順、基準について具体的に検討、統計教育については日本統計学会など学会等との連携、統計制作側から統計に基づく施策・意思決定が大切であると説明することが大切とされた。

(4) 各府省でのデータ共有の推進について

総務省統計局から資料4に基づき、統計調査業務の業務・システム最適化の取組状況について説明が行われた後、各府省でのデータ共有の推進について審議。主な意見等は次のとおり。

- 二次利用が最適化計画の中に含まれていないことは問題である。
- 調査票を XML 形式で定型的に標準化できれば、集計のプログラムを汎用化することが可能。単純な集計であればかなり対応できるのではないか。
- データレイアウトの記法については、19年度から可能な範囲で XML 形式を導入しているが、これまでの調査票の保存状況には過去の形式で保存されているものもあり、システム上、提供可能なように常に最新の状態で保持できるかどうか疑問という問題もある。

(5) 次回以降の予定は、資料5に基づき、以下のとおり変更することとされた。

- 第9回：5月27日（火）16:30～（行政記録情報の活用、民間事業者の活用の在り方）
- 第10回：6月10日（火）16:30～（二次利用関係、IT活用関係、報告骨子（案））
- 第11回：6月24日（火）16:30～（報告（案）の検討）
- 第12回：7月8日（火）16:30～（報告の取りまとめ）
- 予備日：7月22日（火）16:30～（報告の取りまとめ）

以 上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>